

広報かどま令和5（2023）年3月号

引っ越しトラブル

転勤・進学で引っ越しが多くなるシーズンに入ると「お願いした荷物が運ばれていない」「照明器具が割れていた」等の相談が入ります。

引っ越しの契約は、国が定めた「標準引越運送約款」か国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、引っ越しが原因で破損した際の対応は、契約した際の約款に従うこととなります。「標準引越運送約款」では、事業者の免責を定めた上で、事業者に落ち度がなかったことを証明できない場合は、損害賠償責任を負うこととされています。一方で「荷物の一部の紛失や破損の場合、荷物を受け取った日から3か月以内に申し出ないと、事業者の責任はなくなる」とされています。

梱包はしっかりと行い、壊れやすいものはわかりやすく明記しておきましょう。そして引っ越し後は部屋や家具類の傷はもちろん、段ボール箱に詰めた荷物に破損や紛失がないか、なるべく早急に確認しましょう。

もし事業者の対応が約款と異なる場合には、早めに消費生活センターに相談しましょう。

門真市消費生活センター

☎06-6902-7249